

池田町（丹南土木事務所）において
建築確認申請を提出される皆様へ

トラブルを防止し、スムーズな着工を実現するために、敷地・建築計画が以下の事項に該当する場合は、あらかじめ各窓口にも相談・協議をお願いします。

事 項	窓 口 担当部署	摘 要
農地	農業委員会 （事務局： 農村政策課）	農地の転用は農地法に基づく許可が必要となります。
町道	町土整備課	
上水道		事前に施工方法などについて、ご相談ください。
下水道		下水道の有無、受益者負担金等について、お問い合わせください。
公共用地（法定外公共物）	町土整備課	建築物が法定外公共物（里道・水路等）にかかる場合は、払い下げ・使用許可等が必要となります。
埋蔵文化財	教育委員会事務局	埋蔵文化財包蔵地（福井県の HP https://bunkazai.pref.fukui.lg.jp/buried_map 内の福井県遺跡地図参照）に建築物等を建てる際は事前の届出が必要となります。
屋外広告物	総務財政課	広告物（看板）を設置する場合には事前に許可を受ける必要があります。

※ 提出された建築計画概要書および照会事項チェックリストにより、土木事務所から各市町に照会を行います。

上記事項に関する協議等をされていない場合や計画内容に疑義がある場合には、担当部署からも問い合わせをさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。